

# 年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会  
令和6年2月15日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 2300158 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 2300022 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 10 年 8 月 1 日から平成 11 年 10 月 1 日までの期間の標準報酬月額を 22 万円から 26 万円に訂正することが必要である。

平成 10 年 8 月 1 日から平成 11 年 10 月 1 日までの期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付（年金額）の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 49 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 10 年 8 月 1 日から平成 11 年 10 月 1 日まで

請求期間において、A 社で厚生年金保険に加入していたが、給料明細書では、支給額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が国の記録する標準報酬月額と相違しているため、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の A 社に係る標準報酬月額は、当初、26 万円と記録されていたところ、平成 11 年 4 月 5 日に、平成 10 年 8 月 1 日の資格取得時まで遡って 22 万円に減額訂正する処理が行われ、減額訂正された標準報酬月額は平成 11 年 10 月 1 日の定時決定まで継続していることが確認できる。

しかしながら、請求者が提出した給料明細書によると、請求期間における給与支給額は、減額訂正前の標準報酬月額（26 万円）に見合う額であり、また、請求期間のうち平成 10 年 8 月から遡及訂正を行うまでの平成 11 年 3 月までの期間は当該標準報酬月額に見合う厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていることが確認できることから、標準報酬月額を 22 万円に減額訂正することが必要であったと認めるべき事実はない。

さらに、オンライン記録によると、A 社においては、請求者以外の 90 名についても請求者と同様に、平成 11 年 4 月 5 日に資格取得日に遡って標準報酬月額の減額訂正処理が行われ、そのうち 16 名の当該処理は被保険者資格喪失後に行われていることが確認できる。

加えて、請求者は、A社における給与支払について、給料日が変更になったり、現金で分割して支払われることがあった旨を陳述している上、元事業主は、請求期間当時、同社の経営状態は悪く、社会保険料の滞納があった旨を回答しており、登記事項証明書によると、同社は平成 16 年 4 月 2 日に破産宣告を受けていることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額について、平成 11 年 4 月 5 日に行われた平成 10 年 8 月 1 日に遡って減額訂正する処理は、事実に即したものと認められず、不合理な処理であり有効なものとは認められない。

以上のことから、請求期間に係る標準報酬月額の記録は、上記減額訂正処理前の標準報酬月額（26 万円）に訂正することが必要である。